

認定番号 第181号			
選定番号	第11-025号	名称	かじたけ 梶田家
<p>梶田家は奈良で生薬商を営んでいた近江屋市右衛門に始まるとされ、4代目・梶田豊次郎が夫人の実家を継いで織屋を現在地に開業し、昭和50年代まで営んだ。建物は、間口約6間の敷地に、表屋と表蔵を配置する。奥には雑物蔵が設けられている。表蔵は御幣より大工・太田市兵衛により明治45年（1912）に上棟したことがわかり、主屋、雑物蔵も同時期の建築と考えられる。主屋は、黒漆喰仕上げで、1階を出格子、2階をむしこ窓とする伝統的な外観である。表屋造形式で、居住棟部分では中央に中廊下・階段部を配し、2列に居室を設ける。上手列には、表側より茶室、ブツマ、オクノマを、下手列にはイマ、ダイドコ、シヨクバを配する。シヨクバとは職場を意味し、出機の形態をとっていた同家では糸のより分け等の作業を行った室と伝わる。2階は、廊下の表と裏側に3室の和室が設けられる。座敷に当たる1階オクノマは、柱にトガ材を用いる梅普請し、床柱にはトガの四方柱を使用する。茶室はアカマツ皮付きの床柱とし、廊下境に下地窓を設けて茶室としての使用を想定した造りである。</p> <p>梶田家は、伝統的な外観を有して表屋造形式を踏襲する一方、表蔵を設け、平面においても中廊下的空間、階段位置など動線に配慮した近代住宅思潮を取り入れるなど、京町家の近代化の過渡期の形態を示す。西陣の織物業の作業空間や茶の湯の空間を包含する質の高い町家としても高く評価される。</p> <p>（国・登録有形文化財）</p>			
			

認定理由

認定番号 第182号			
選定番号	第2-008号	名称	たけなかけ 竹中家
<p>竹中家は、琵琶湖疏水の水力を用いて精麦工場を営んでいた家で、白川沿いに位置する。現在、主屋と精麦工場棟の北側半分が残るほか、水路も維持されている。同家の前面には、かつて製氷工場におが屑を運ぶために架けられた欄干のない橋（通称「もっこ橋」）があり、白川沿いの景観要素として親しまれている。疏水の水力利用は、明治24年（1891）の「京都市有疏水水力使用条例」公布より始まる。同年、米商・山本熊次郎が疏水から水路をひき、水車を設けて精米を開始した。その後数人の所有者を経て、大正5年（1916）に、滋賀県出身の竹中亀吉が敷地を購入し、主屋と工場を整備した。現存する建物も同時期の建築と考えられる。</p> <p>主屋は白川に面して板塀を設け、前庭を配した奥に建つ木造2階建ての建物である。南側に通り土間を設け、土間境に4畳間、上手に6畳間をそれぞれ2列並べる平面で、町家の影響を受けつつも農家型の構成をとる。現在、台所土間は床が張られているが、床下には現在も水路が流れている。主屋南側には旧精麦工場棟の奥側半分が現存し、喫茶等のスペースとして活用されている。旧工場棟の前面には石を積んだ法面を見せる水路があり、当初は木製の水車が設置されていた。</p> <p>竹中家は、水車を用いた精麦業者の生産空間と居宅を残し、琵琶湖疏水の水力利用の歴史を伝える場として評価される。市民や観光客から親しまれている白川沿いの歴史的景観の要素としても重要である。</p> <p>（重要文化的景観・重要な構成要素）</p>			
			

認定理由

認定番号 第183号			
選定番号	第3-005号	名称	たまがわけ 玉川家
<p>玉川家は、左京区八瀬の集落に立地する。八瀬天満宮の宮座に属し、朝廷に奉仕をした八瀬童子の家柄である。同家は過去帳からは正徳3年（1713）には遡り、元々は林業を生業としていた。南側の通りに面して門を構え、主屋、離れ、2棟の土蔵、納屋などが建つ。主屋の南側には春日灯籠などを置き、白砂を敷いた庭が配されている。</p> <p>主屋には明治の初めに没した当主によって建てられたとする伝承が残るが、部材の状況からも、江戸末期の遺構と考えて齟齬は見られない。間口7間半、奥行き6間の農家建築である。昭和40年頃に茅葺屋根へ鉄板が被せられたが、棟飾の板金細工は精緻で興味深い。平面は、玄関横に室（「ネマ」）を置き、奥には広い土間が配されてクド（カマド）が維持されている。上手の居室は、2列に5室を配している。「エンヤ」と呼ばれる式台を兼ねた縁を上がると、表側の「デ」、「ザシキ」を経て、床と違い棚を備える「ホトケサンノマ」へと至る。こうした平面は八瀬の民家に見られるもので、京都市の周辺部には特徴的な民家形式が残る。八瀬天満宮の宮座構成員からは「高殿」と呼ばれる神職が年交替で選ばれる習俗が残る。玉川家から「高殿」が選ばれた年には、「ホトケサンノマ」は当主が潔斎浄居するための重要な空間となる。</p> <p>玉川家は、八瀬童子を継承する家柄であり、宮座神事の習俗に用いられる空間構成を現在に伝えている点で、極めて高く評価することができる。江戸末期に遡ると考えられる主屋をはじめ、大規模な屋敷構えは八瀬天満宮周辺の集落景観の中心ともなっており、景観の構成要素としても重要である。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第184号, 第185号			
選定番号	第7-029号 第7-030号	名称	北白川天神宮 北白川天神宮御旅所
<p>北白川天神宮は、京都より近江へ抜ける山中越と呼ばれる街道沿いに立地する。境内に面して白川が流れるが、上流は白川石の産地であり、石を加工する石工が集住する地域でもあった。神社は文政期、明治期に火災に会い、由緒に関する史料も失われている。わずかに室町期に現在地に遷座したとする伝承が残る。</p> <p>天神宮は街道の南側に面し、白川に架かる石橋を渡って境内へと進む。手水社から長い石段を上ると、白川の河岸段丘上に配される本殿等へと至る。拝殿、本殿、参集殿、摂社（日吉社、春日社、八幡社など）、手水舎が残る。本殿は銅板葺の間社流造である。記録より明治34年（1901）に大規模な境内の整備がなされたことが分かり、部材の状況からも本殿はこの際に再建された建物と考えられる。拝殿には文政10年（1827）の棟札が残り、明治期の改修で境内において曳家されたと伝わる。また、参集殿は記録より昭和7年（1932）の建築と確認される。</p> <p>街道の北側には御旅所が建つ。土蔵造の建物で唐破風の向拝を付けた、明治21年（1888）建築の建物である。入口上部には花頭窓風の漆喰細工を施し、上り段や基礎に用いられた白川石は見事である。</p> <p>北白川天神宮は北白川地区の信仰を集め、街道から段丘上に至るか境内の構成は格式を感じさせ、地域のシンボルとなっている。境内の随所に用いられた白川石も地域の歴史を伝える重要な記憶である。御旅所も含め、重要な遺産として評価される。</p>			
			

認定理由

認定番号 第186号			
選定番号	第8-016号	名称	まっただけ 松田家
<p>松田尚之（1898～1995）は、富山市に生まれ、東京美術学校彫刻科で朝倉文夫の指導を受けた。卒業後には、彫刻家・武石弘三郎に石彫を学んでいる。昭和5年（1930）には京都帝国大学建築学科の講師に委嘱され、京都に転居し、同7年には川端彌之助らと作家協会を設立するなどの活動をした。昭和13年（1938）、修学院の地に自宅兼アトリエを建築したのが、現在の建物である。山田工務店の設計施工によるものと確認される。松田は師の朝倉が台東区谷中に建てた住宅兼アトリエに触発され、自らのアトリエの参考にしたと伝わっている。</p> <p>建物は木造2階建てで、アトリエ部分は2層分の高さを吹き抜けとしている。南北の通りに面して西側に玄関を設けている。玄関ホール奥に応接間を配し、ホールの北側にアトリエ、南側に向かうと南北方向に中廊下を配した生活空間となっている。アトリエはキングポスト・トラスをあらわし、2層分の高さを吹き抜けとして、天井高を確保している。北側には天井面まで届く大きな窓を設け、北側採光を図る。アトリエ室の西側には次室があり、部屋境の上部には引き戸を嵌めたギャラリー状の空間が設けられている。床はフローリングで、一部分には製作用の粘土を貯蔵しておくための地下を設けている。玄関廻りには昭和初期に流行した装飾タイルである「泰山タイル」が用いられ、意匠にアクセントを加えている。</p> <p>松田家は、昭和期に活躍した彫刻家のアトリエ兼住宅を残し、京都の美術史の舞台を伝える重要な建物である。高い天井と北側採光を意図した良質なアトリエ空間の事例としても高く評価される。</p>			
			

認定理由

認定番号 第187号			
選定番号	第10-002号	名称	しょうがんじ 正願寺
<p>正願寺は浄土真宗大谷派の寺院である。慶長期に御所の南側の地に創建されたが、宝永5年（1708）の大火で焼失後、現在地に移転した。同時期に移転した寺院群によって形成された二条寺町の一角に立地する。その後、天明の大火でも被災し、現在残る本堂は棟札より文政2年（1819）建築と確認される建物である。通りに面してむしこ窓を有する長屋門を構え、境内には本堂、庫裏のほか、茶の間と呼ばれる居室が一体となって建つ。庫裏、茶の間とも近世に遡る建物と考えられる。</p> <p>長屋門を入ると左手に庫裏、正面が本堂となる。本堂は4室からなり、正面奥に須弥壇を備えた内陣、その北側に余間、表側には床を一段下げた2室の外陣を配する。内陣を格天井、ほか3室は棹縁天井とする。内陣と外陣境の欄間には、金箔を施した天女の木彫が嵌められている。表側に玄関、台所の旧土間部分、奥に4室の6畳間を配し、玄関脇の室には式台を備える。本堂の北側となる部分には床廻りを備えた茶の間が置かれ、同室は小さな奥庭に面している。庫裏の式台から本堂や座敷へと動線が通り、限られた空間に礼拝、居住、接客の空間をコンパクトにまとめた都市型の寺院建築と言える。</p> <p>正願寺は、二条寺町を形成し、建築年代の明らかな江戸後期の寺院建築である。通りに面して長屋門を構え、本堂や庫裏を一体化した建築空間は都市型の寺院として重要な事例である。町並を構成する景観要素としても評価される。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第188号			
選定番号	第11-026号	名称	<small>きゅうしげもりみれいてい</small> <b>旧重森三玲邸</b> <small>しょうきあん しげもりみれいていえんびじゅつかん</small> <b>(招喜庵・重森三玲庭園美術館)</b>
<p>重森三玲（1896～1975）は昭和期に活躍した作庭家として著名である。吉田神社の社家・鈴鹿家の屋敷を，昭和18年（1943）に購入したもので，吉田神社の旧表参道であった通りに面して，長屋門を構える。主屋，書院のほか，自身が設計した好刻庵が残る。書院南側には自身の設計による庭が配されている。</p> <p>長屋門は明治35年（1902）の建築。主屋は式台を入ると右手（東側）に居室部，左手に土間・台所を配する。上手列の座敷，小座敷には重森のデザインによる襖絵も嵌められている。近世に遡ると考えられている。主屋東側に建つ書院は，南側の庭に面して15畳間を設け，背面に床と違い棚を備える。墨書から，文化期には建築されていたと考えられる。屋敷購入後に，自らの設計で，昭和28年（1953）に書院背面の室を茶室・無字庵に改修し，同44年（1969）には好刻庵を増築した。いずれも市松模様を基調とした襖絵が特徴的である。庭園は少しずつ手を加えながら，昭和45年には現在の姿が完成した。青石を立てて景石と白砂によって山水をあらわす重森独特の意匠を有する。</p> <p>重森三玲邸は近世に遡る吉田神社・社家の屋敷に自身の設計により手を加えていった遺構で，庭園にとどまらず重森の総合芸術作品と呼ぶことができる。社家屋敷としての価値に加え，重森の創作によって歴史的な重層性を有する，極めて重要な建築・庭園と評価することができよう。                      (国・登録有形文化財)</p>			
			

認定理由

認定番号 第189号			
選定番号	第11-027号	名称	しらかわいん 白河院
<p>白河院は、呉服業を営んでいた下村忠兵衛の別邸として、大正8年(1919)に竣工した。造営当初は、東山を背景とする庭園に面して、西側に2階建ての和館と洋館が建っていた。</p> <p>庭園は7代目・小川治兵衛(植治)が手掛けたもので、南北に琵琶湖疏水から水を引いた細長い園池を配する。園池の東半周を囲む築山上に群植されたアカマツやイロハモミジ越しに、東山を望む大らかな敷地構成をとる。建物との間には明るい雰囲気芝生の芝生広場が広がる。東山の眺望を活かした、植治の円熟期の技が随所に現れた庭園である。昭和33年(1958)に洋館は取り壊されたが、武田五一の設計、山田工務店の施工による木造2階建ての和館、表門が現存する。和館は、1、2階とも座敷と次の間からなる構成をとる。1階座敷は15畳間で琵琶床を納めた間口2間の大床を備える。床柱にはキリ材を用い、醍醐棚風の意匠を用いた床脇を設ける。2階の10畳半の座敷には残月亭をアレンジした床を備える。また、表門は寄棟造の瓦屋根の腰部分を檜皮葺とし、表裏に緩やかに唐破風状の曲線を付ける独特の意匠を有する。床廻りの細部とともに、武田による創作的な意匠を見出すことができる。</p> <p>白河院は、琵琶湖疏水を利用した植治作庭の庭園と、武田五一が設計した建築を有する、大正期の良質な別邸の遺構として極めて高く評価される。同界わいの別邸群において公開されている数少ない遺産としても重要である。(京都市指定名勝、重要文化的景観・重要な構成要素)</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第190号			
選定番号	第11-028号	名称	パビリオンコート (株式会社 京都山中商会)
<p>パビリオンコートは、古美術商の山中吉郎兵衛が創業した山中吉郎兵衛商店の京都支店として用いられた建物である。同商店から分社化した山中商会は、海外に日本美術を輸出したことで知られる。後に京都山中商会となる京都支店は明治37年(1904)に開店し、木造の本館(現存せず)のほか、2棟の陳列・作業棟が建築された。陳列・作業棟のうち1棟が昭和42年(1967)に敷地内で移築され、和館として現存する。また、大正9年(1920)には洋風陳列館(現洋館)が建築された。</p> <p>洋館は、池村元之助の設計、清水組の施工によるもので、鉄筋コンクリート造地上2階(地下1階)建てである。1,2階とも折上格天井で和風、洋風、中国風の意匠を折衷した独特の意匠である。洋館は、耐火性能の高い収蔵庫としての機能を有するとともに、海外からの顧客に対応することを意図したとされる。内部意匠に東洋趣味を採用したことも欧米の顧客を意識したものと考えられる。和館は木造平屋建の建物である。外観には墓股や舟肘木等の寺院風意匠が用いられ、木彫は古材が使用されている。このほか、腕木門形式の門が残る。大正期に建築された茶室の中門を移築したとされるが、当初の所在地や由緒は不詳である。これらの建物は現在、結婚式場などに活用されている。</p> <p>パビリオンコートは和風、洋風、中国風を折衷した独特の意匠を有し、戦前期に活躍した古美術商の陳列施設を伝える。近代京都の歴史の一面を伝える建築として貴重である。</p> <p>(国・登録有形文化財)</p>			
			

認定理由

認定番号 第191号			
選定番号	第9-012号	名称	ふじいけ ひがしたく 藤井家（東宅）
<p>藤井家（東宅）は、新町通から路地を入った奥に建つ、和風住宅である。棟札が残り、監督・島津常次郎、大工・島津清次の施工により、大正12年（1923）に上棟したことが分かる。施主は、当時弁護士をつとめていたと伝わる田原七三郎。昭和35年（1960）に新町通に絞問屋「藤井絞」を構える藤井家が不動産を購入した。以前は店舗と住宅を併用していたが、販売量が拡大したことに対応して、「東宅」を居宅にしたという。</p> <p>建物は木造2階建てで、路地奥の正面に玄関を構える。玄関は両開きの引戸であるが、壁内につくられた戸袋に収納される形式をとる。玄関右手に和室を設ける。正面を奥に進むと8畳座敷と次の間が設けられ、南側に庭が配される。座敷は床と床脇を備える。床脇は違い棚の下に、曲面を施した建具を嵌める地袋がつくられる。一枚板に曲線の敷居溝を彫る繊細な作りである。元は、違い棚の上部に窓が設けられ、意匠的な演出とともに採光にも寄与していた。2階は2室の和室からなるが、奥の室への動線として短い廊下を設けている。庭は、雪見灯籠、蹲、伽藍石などが配される。路地奥であることを感じさせない、座敷からの広々とした眺めを演出している。このほか、主屋と同年に上棟した土蔵が残る。</p> <p>藤井家（東宅）は、近代的な住宅思潮が随所に繁栄された大正期の和風住宅である。都市部の路地奥に良質な生活空間を実現した住宅作品として高く評価される。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第192号			
選定番号	第4-030号	名称	まんだらえんにわけ 曼陀羅園丹羽家
<p>曼陀羅園は東大路通から豊国廟へ向かう参道の南側，京都女子大に隣接した今熊野地区に立地する住宅地である。同地域は大正2年（1913）に製陶家の西仁太松<sup>にしにたまつ</sup>が竹藪を拓いて築窯した後，窯業が一带に広がった地である。大正3年（1914）には京都高等女学校（現京都女子大）が移転してきた。大正末期から昭和初期にかけて開発がすすめられ，L字型の路地に沿って一戸建ての住宅2戸，長屋住宅22戸（五軒長屋1棟，三軒長屋3棟，二軒長屋4棟）が建てられた。</p> <p>敷地所有者の一人であった丹羽家の居宅は，通りから曼陀羅園に入る路地の入口に建つ木造2階建ての建物である。板塀を巡らし，通り側に門を構える。御幣から，棟梁・林清治の施工により，昭和11年（1936）に建築されたことが分かる。東側に設けられた玄関を入ると，玄関室の奥に2列に5室を配する。南側奥を座敷とし，アカマツの皮付材を用いる床と違い棚を備える。その裏手は仏間としている。2階には4室の和室を配する。12畳の客間は，径5寸の太いシボリ丸太を床柱に用い，床廻りの壁を青色とした特徴的な意匠である。建物の南側には元は池が掘られていた庭が設けられ，モルタル製の灯籠や手水鉢を置いた庭を配する。</p> <p>曼陀羅園丹羽家は，大正から昭和初期に造営された路地型の住宅地を構成する，昭和初期に建築された和風住宅である。地主の居宅であった同家は規模も大きく，造作も良質で，高く評価することができる。和風住宅や長屋が建ち並ぶ住宅地の主要な景観要素としても重要である。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第193号			
選定番号	第9-040号	名称	いななみけ 稲波家
<p>稲波家は、京北町上弓削地区に所在する茅葺民家である。稲波家は室町期には京北地域に移住したと伝承される有力な一族であったとされる。本家が同地域を去った明治以降も、同家を含めた分家筋は繁栄を続けたとされる。</p> <p>敷地は京都から若狭に抜ける旧街道に面する。主屋は、入母屋造の茅葺屋根の建物である。建築年代は不詳であるが、同家が分家した後の江戸末期の建物と伝わっている。部材の状況からは伝承との大きな齟齬は見られず、近世に遡る建物である建物と推測される。玄関を妻入に配する一方、通りに面する西側にも入口を設け土間を配する。当初は2列に6室を配する平面であったと推測される。西側列には床廻りを備えたザシキ、ナカノマ、シモノマが配される。ザシキとナカノマの前面には巡らせて、庭を配している。東側列には元は寝室であったナンド、囲炉裏を設けたイマなど、内向きの空間が配され、北山型と呼ばれる民家形式に属する。主屋の東側には土蔵が建っている。また、通りを挟んだ西側の同家所有地には、イトヤと呼ばれる洗い場が残る。</p> <p>稲波家は、江戸末期の建築と考えられる茅葺民家が、内部空間も含め良く保存されており、高く評価される。茅葺屋根が維持された民家は上弓削地区では数件を数えるのみで、街道沿いの景観要素としても重要である。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			